

鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 9 月 30 日 (金) 第 350 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 2
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 2
- 公有水面の埋立ての免許 (港湾空港課取扱い) 2
- 公有水面の埋立ての承認 (港湾空港課取扱い) 4

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5
- 一般競争入札公告 (高校教育課取扱い) 5

教 育 委 員 会 規 則

- 学校職員の休暇の取扱いに関する規則及び大学院修学休業に係る学校職員の期末手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 8

教 育 委 員 会 訓 令

- 鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令 (※) (総務福利課取扱い) 8

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県警察会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 9

正 誤

- 鹿児島県公報第302号の4 (令和4年4月12日付け) の一部訂正 (※) (免許管理課取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第710号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和4年9月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
日置市東市来町伊作田字濱ノ丸平2067番1, 2067番2, 2073番2, 2077番5, 2079番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第711号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 4 年 9 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除に係る保安林の所在場所

始良市蒲生町白男字小鹿倉5009番21（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第712号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 4 年 9 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
奄美市	令和2年8月4日から 令和3年12月24日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市住用町大字城の一部	令和4年 9月15日
南大隅町	令和2年6月25日から 令和4年2月21日まで	地籍図及び地籍簿	南大隅町根占川北の一部	令和4年 9月15日
中種子町	令和2年9月8日から 令和4年1月31日まで	地籍図及び地籍簿	中種子町増田の一部	令和4年 9月15日
大和村	令和2年7月7日から 令和4年2月21日まで	地籍図及び地籍簿	大和村大字大棚の一部	令和4年 9月15日

鹿児島県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年9月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内串木野線	薩摩川内市高江町字内宝満1192番1地先から同市高江町字永江3805番2地先まで	令和4年 9月30日

鹿児島県告示第714号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和 4 年 9 月 30 日

川内港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 塩田康一

1 免許年月日

令和 4 年 9 月 16 日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田康一

3 埋立区域

(1) 位置

薩摩川内市港町字唐山6110番199の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち，①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成3年12月21日付け鹿児島県指令港第445号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+2.28メートルにより決定）により囲まれた区域並びに⑪の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び⑯の地点と⑪の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 薩摩川内市港町字唐山6117番1の国土地理院唐山三等三角点（北緯31度51分43秒8988，東経130度12分06秒2442）（以下「基点」という。）から299度30分58秒673.28メートルの地点

②の地点 ①の地点から289度28分27秒160.91メートルの地点

③の地点 ②の地点から199度28分27秒37.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から289度28分27秒30.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から199度28分27秒3.10メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から289度28分27秒25.10メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から19度28分27秒200.85メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から109度28分27秒126.74メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から109度33分29秒90.14メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から199度31分24秒0.10メートルの地点

⑪の地点 基点から297度21分36秒563.41メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から289度28分27秒5.80メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から19度28分27秒3.00メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から289度28分27秒30.00メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から19度28分27秒2.30メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から109度28分27秒35.80メートルの地点

(3) 面積

37,002.45平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

薩摩川内市港町字唐山6115番2又は6115番38の地先公有水面，同字6115番2又は6115番38，6115番1又は6115番6，6117番1，6110番1，6110番197及び6110番196に接する国有地の地先公有水面並びに同字6110番196及び6110番199の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち，①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線，⑩の地点と①の地点を結ぶ平成3年12月21日付け鹿児島県指令港第445号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+2.28メートルにより決定），①の地点から⑪の地点までを順次に結んだ線及び⑪の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㊦の地点 基点から271度04分39秒288.12メートルの地点
 ㊧の地点 ㊦の地点から289度29分56秒420.90メートルの地点
 ㊨の地点 ㊧の地点から19度28分27秒663.57メートルの地点
 ㊩の地点 ㊨の地点から109度28分27秒316.88メートルの地点
 ㊪の地点 ㊩の地点から199度28分27秒200.13メートルの地点
 ㊫の地点 ㊪の地点から199度31分24秒0.10メートルの地点
 ㊬の地点 ㊫の地点から199度47分03秒160.52メートルの地点
 ㊭の地点 ㊬の地点から199度47分03秒34.70メートルの地点
 ㊮の地点 ㊭の地点から109度28分27秒69.28メートルの地点
 ㊯の地点 ㊮の地点から109度28分27秒35.80メートルの地点
 ㊰の地点 ㊯の地点から199度28分27秒5.30メートルの地点

(3) 面積

238,095.30平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地

鹿児島県告示第715号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

令和4年9月30日

鹿児島県知事 塩田康一
 川内港港湾管理者 鹿児島県
 代表者 鹿児島県知事 塩田康一

1 承認年月日

令和4年9月16日

2 承認を受けた官庁の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

国土交通省九州地方整備局
 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
 国土交通省九州地方整備局長 藤巻浩之

3 埋立区域

(1) 位置

薩摩川内市港町字唐山6110番199の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊨の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 薩摩川内市港町字唐山6117番1の国土地理院唐山三等三角点（北緯31度51分43秒8988，東経130度12分06秒2442）（以下「基点」という。）から297度18分36秒569.18メートルの地点

㊧の地点 ㊦の地点から289度28分27秒290.00メートルの地点

㊨の地点 ㊧の地点から19度28分27秒2.80メートルの地点

㊩の地点 ㊨の地点から109度28分27秒30.00メートルの地点

㊪の地点 ㊩の地点から19度28分27秒37.00メートルの地点

㊫の地点 ㊪の地点から109度28分27秒230.00メートルの地点

㊬の地点 ㊫の地点から199度28分27秒37.00メートルの地点

㊭の地点 ㊬の地点から109度28分27秒30.00メートルの地点

(3) 面積

9,322.00平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

薩摩川内市港町字唐山6110番199地内，同字6115番34及び6115番2又は6115番38の地先公有水面，同字6115番2又は6115番38，6115番1又は6115番6，6117番1，6110番1，

6110番197及び6110番196に接する国有地の地先公有水面並びに同字6110番196及び6110番199の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 基点から261度42分41秒398.64メートルの地点

㊧の地点 ㊦の地点から289度29分56秒669.57メートルの地点

㊨の地点 ㊧の地点から19度29分56秒853.93メートルの地点

㊩の地点 ㊨の地点から119度10分00秒679.22メートルの地点

(3) 面積

533,580.31平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年9月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（1 工区）

大島郡天城町大字浅間字戸ノ木322番8の一部、322番33の一部、322番34の一部及び322番36

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大島郡天城町平土野2691番地1

天城町長 森田弘光

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和4年9月30日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等の名称及び数量

校務用パソコンの賃貸借 900台

(2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年2月28日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和4年10月25日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。
なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。
また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
- 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和4年9月30日から同年10月7日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出場所
鹿児島県教育庁高校教育課学校教育ICT推進班
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
 - (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)
 - (4) 入札書の提出期限
令和4年11月9日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)
 - (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和4年11月10日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎16階）学校施設課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和 4 年 10 月 12 日 午後 5 時

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県教育庁高校教育課学校教育 I C T 推進班

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-5588

ファックス番号 099-286-5678

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
PCs for School use,900 models:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
28 February 2023
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 9 November 2022
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Upper Secondary School Education Division
Kagoshima Prefectural Educational Bureau
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-5588
FAX 099-286-5678

教育委員会規則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則及び大学院修学休業に係る学校職員の期末手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 30 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第 8 号

学校職員の休暇の取扱いに関する規則及び大学院修学休業に係る学校職員の期末手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

（学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部改正）

第 1 条 学校職員の休暇の取扱いに関する規則（昭和 31 年鹿児島県教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 26 号の 2 中「後 8 週間」を「以後 1 年」に改める。

（大学院修学休業に係る学校職員の期末手当等の支給に関する規則の一部改正）

第 2 条 大学院修学休業に係る学校職員の期末手当等の支給に関する規則（平成 13 年鹿児島県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「育児休業職員」を「育児休業法第 2 条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に、「育児休業をしている職員（同条第 1 項の承認（以下この号において「承認」という。）に係る育児休業の期間が 1 回の承認につき 1 箇月以下であり、かつ、基準日以前 6 箇月以内の期間における育児休業の期間が 1 箇月以下である職員を除く。）をいう。」を「育児休業（期末手当支給条例第 4 条第 2 項第 2 号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令**鹿児島県教育委員会訓令第 3 号**

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 9 月 30 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令
鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 2 年鹿児島県教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 13 号中「後 8 週間」を「以後 1 年」に改める。

附 則

この訓令は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

公安委員会規則

鹿児島県警察会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 18 号

鹿児島県警察会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和 2 年鹿児島県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 2 号中「により育児休業」の次に「（期末手当支給条例第 4 条第 2 項第 2 号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（同条第 1 項の承認を受けた育児休業の期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である者を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

正 誤

令和 4 年 4 月 12 日付け鹿児島県公報第 302 号の 4 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
30	上から 10 行目	昭和 35 年法律第 105 条	昭和 35 年法律第 105 号
	下から 22 行目	「第 117 条の 2 の 2 第 11 号」 を「第 117 条の 2 の 2 第 12 号」 に、	（削る。）